

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成25年12月26日(2013.12.26)

【公表番号】特表2013-519720(P2013-519720A)
 【公表日】平成25年5月30日(2013.5.30)
 【年通号数】公開・登録公報2013-027
 【出願番号】特願2012-553407(P2012-553407)
 【国際特許分類】

A 0 1 N 41/08 (2006.01)
 A 0 1 N 37/44 (2006.01)
 A 0 1 N 47/44 (2006.01)
 A 0 1 N 43/50 (2006.01)
 A 0 1 N 33/12 (2006.01)
 A 0 1 P 3/00 (2006.01)

【 F I 】

A 0 1 N 41/08
 A 0 1 N 37/44
 A 0 1 N 47/44
 A 0 1 N 43/50 Z
 A 0 1 N 33/12 1 0 1
 A 0 1 P 3/00

【手続補正書】
 【提出日】平成25年11月11日(2013.11.11)

【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項3】

前記タウロコール酸塩が、タウロコール酸ナトリウムであり、かつ、前記少なくとも2種類のアミノ酸が、ヒスチジン、アルギニン、アスパラギン酸、グリシンおよびバリンから選択されるアミノ酸である、請求項2に記載の組成物。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項5】

前記抗菌剤が、塩化ベンザルコニウムとベンジルアルコールとを含む、請求項1～4のいずれか1項に記載の組成物。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

アミノ酸

次のアミノ酸を、以下に詳述する実験において使用した：グリシン、L イソロイシン

、L プロリン、D アラニン、L グルタミン酸、L セリン、L スレオニン、L アスパラギン酸、L アルギニン、L バリン、L ロイシン、L グルタミン、L トリプトファンおよびL アスパラギン（すべて、英国、シグマアルドリッチ社から）、L リシン、L ヒスチジンおよびL メチオニン（BDH社）、L フェニルアラニン（ファイソズ社（Fisons））ならびにL システイン（フルカ社（Fluka））。チロシンは、蒸留水中には溶解しなかったため、試験しなかった。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0041

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0041】

EDTAおよびクロルヘキシジンは発芽誘導物質溶液を阻害するが、一方、塩化ベンザルコニウムおよびベンジルアルコールは発芽に影響しない、とのことも発明者らは示した。塩化ベンザルコニウム（benzalkonium chlorid）およびベンジルアルコールは殺芽胞性のものではなく、また、発芽を開始させるものではなかった。加熱処理されなかった芽胞は、塩化ベンザルコニウム（benzalkonium chlorid）、ベンジルアルコール、アミノ酸およびタウロコール酸ナトリウムとの1時間のインキュベーション後に、死滅した。芽胞は、塩化ベンザルコニウムおよびベンジルアルコールを含有する発芽誘導物質溶液でそれらが発芽するがために死滅したように思われる。

【手続補正5】

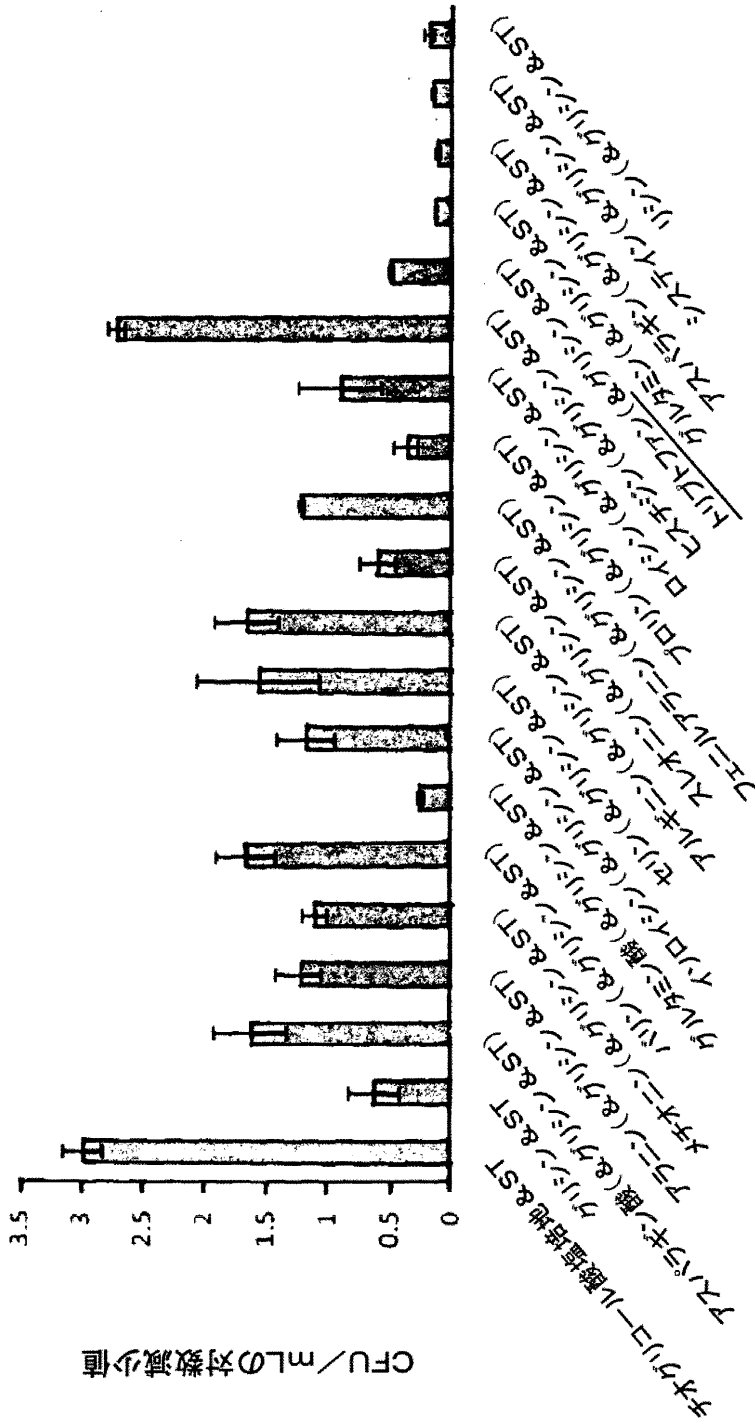
【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図2

【補正方法】変更

【補正の内容】

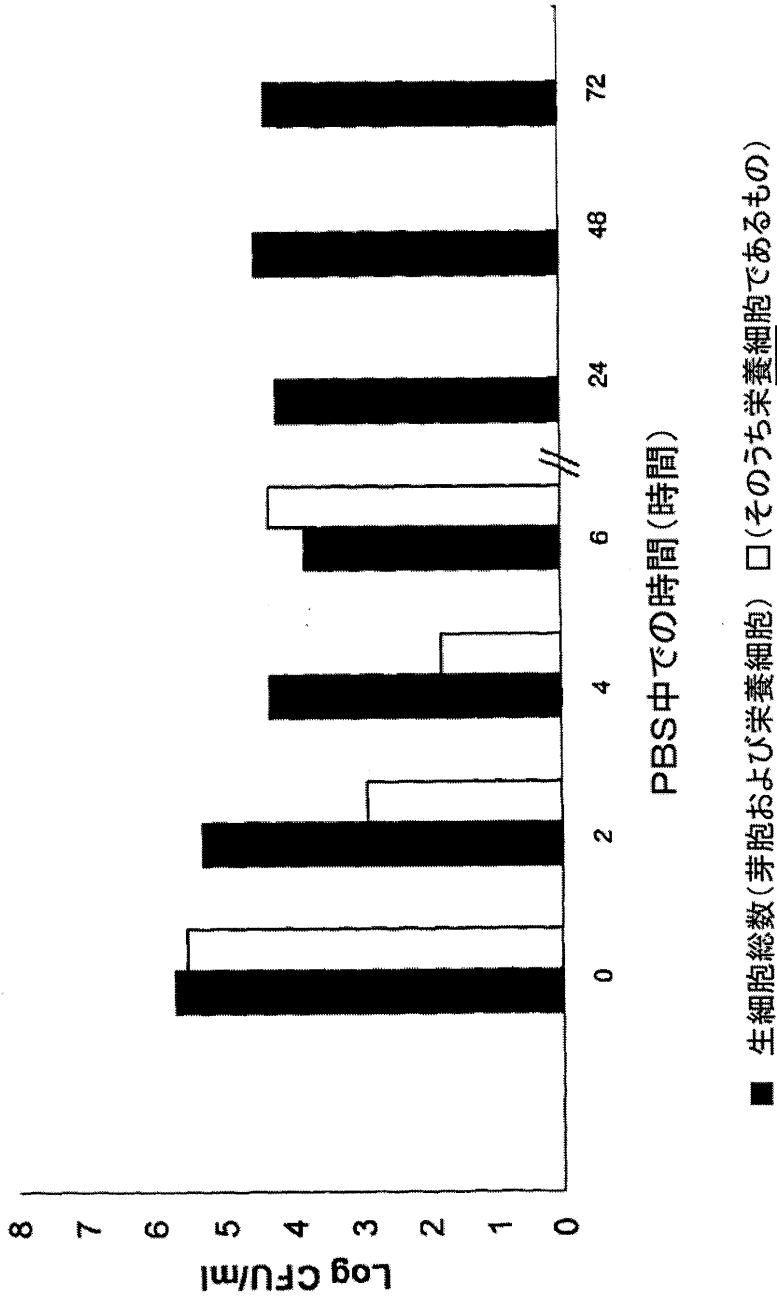
【 図 2 】



発芽誘導物質溶液

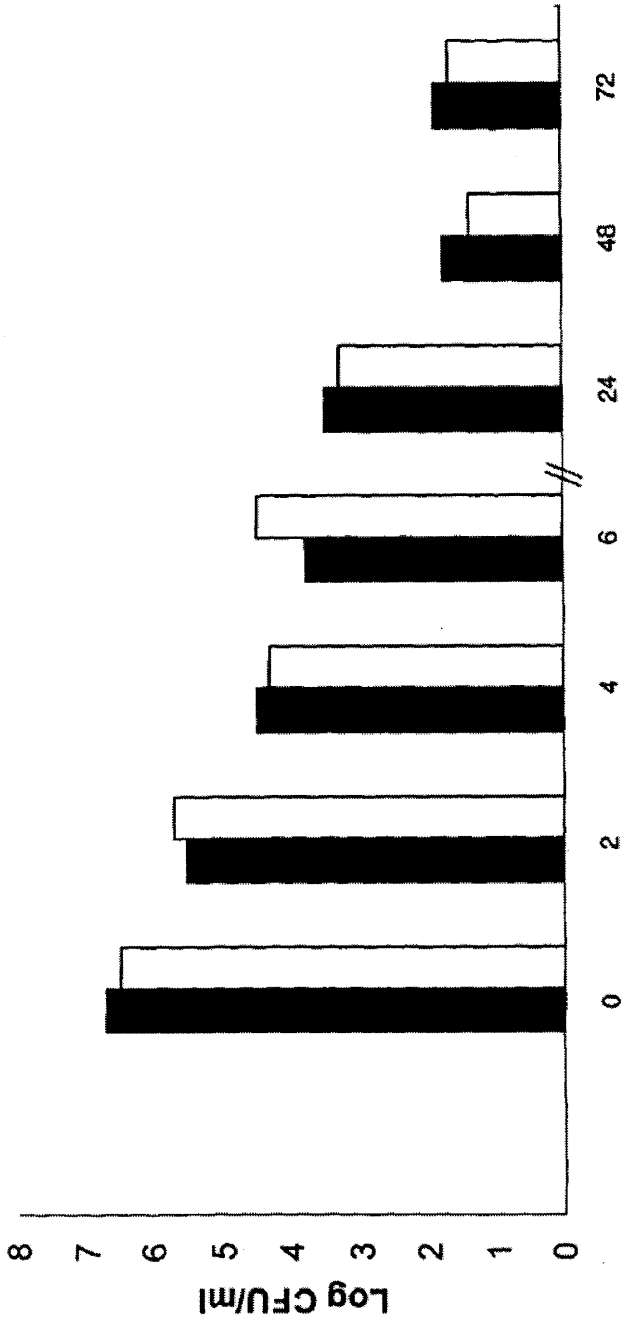
- 【 手続補正 6 】
- 【 補正対象書類名 】 図面
- 【 補正対象項目名 】 図 9
- 【 補正方法 】 変更
- 【 補正の内容 】

【 図 9 】



【 手続補正 7 】
【 補正対象書類名 】 図面
【 補正対象項目名 】 図 1 0
【 補正方法 】 変更
【 補正の内容 】

【図10】



■ 生細胞総数(芽胞および栄養細胞) □(そのうち栄養細胞であるもの)